

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 1 月 30 日

京都府立海洋高等学校長

1 入札に付する事項

(1) 工事名

京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第 2 種中間検査 B 及び修繕工事

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 工事場所

受注者保有のドック及び岸壁にて実習船「みずなぎ」船体

(4) 工期

令和 8 年 3 月 3 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒626-0074 京都府宮津市字上司 1567-1

京都府立海洋高等学校 事務部 (TEL: 0772-25-0331)

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

- (1) 原則として、本公告に示す一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間までに、京都府立海洋高等学校ホームページからダウンロードすること。
- (2) 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す申請書の提出期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

4 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 府税を滞納している者
 - ウ 消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 審査基準日（申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - オ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - カ 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 実習船「みずなぎ」（258トン、以下「本船」という。）が入渠でき、かつ、乾ドック・浮ドックを有していること。
- (3) 本船が本校桟橋から通常の気象条件において、48時間以内の航海で業者保有の岸壁及びドックに到着できること。

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

ア 原則として、本公告に示す申請書の提出期間までに、京都府立海洋高等学校ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す申請書の提出期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、京都府競争入札参加資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからウ、オ及びクの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては登記事項の証明書、個人にあっては破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書等）、個人にあっては、所得税の確定申告書の写し

カ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）

キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（別記第5号様式）

ク 誓約書（別記第6号様式）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

4及び5について参加資格があると認定された者は、京都府立海洋高等学校実習船「みづなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第7号様式）により、申請書を提出した者に通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

10 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第8号様式）により当該変更に係る事項を京都府立海洋高等学校長（以下「校長」という。）に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4並びに5(1)イ及びウに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人又は分割によって営業を承継した法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第9号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第10号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はその品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - カ アからオにより、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知する。

13 仕様書に係る質問・回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期間
令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時30分まで)
- イ 提出方法
持参、郵送又はFAX送信（期限必着）による提出
(FAX送信の時は、質問書原本を入札当日持参してください。)
- ウ 提出先
京都府立海洋高等学校 FAX番号 0772-25-0332
- エ 質問書は、別紙様式4を使用してください。
- オ 宛先は「京都府立海洋高等学校長」としてください。
- カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として扱います。

(2) 回答書の交付

- ア 日時
令和8年2月13日（金）午後5時までにFAX等により交付します。
- イ 入札参加希望者全員に質問事項がない場合は、その旨を各者に連絡し回答書の交付はいたしません。

(3) 質問書及び回答書の扱い

- ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件になります。
- イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行います。

14 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年2月18日（水）午前11時
- イ 場所 京都府立海洋高等学校 資料室

(2) 入札の方法

- ア 入札書（別紙様式1）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（別紙様式2）を提出することとする。
この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立海洋高等学校実習船「みづなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならぬ。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 提出された入札書は、書換え、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に關係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めるこ

とができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 書類の記入、作成に当たっては、<記入例>を参考にすること。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札条件に違反した者

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(14) 契約書作成の要否

要する。（別紙契約書（案）により作成するものとする。）

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

16 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

17 その他

- (1) 1 から 16 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (4) 詳細は、入札説明書による。